

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 6 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
さより 機船船 びき網 漁業	1	定め なし	三浦市南下浦町松輪 剣埼突端正南線から 川崎市地先に至る神 奈川県海面。ただし、 共第 1 号共同漁業権 以外の共同漁業権の 漁場の区域（共第 2 号共同漁業権の漁場 の区域のうち共第 1 号共同漁業権の漁場 の区域と重複する区 域を除く。）を除く。	11 月 1 日 から翌年 4 月 30 日 まで	横須賀市久比里に 漁業根拠地を有し ている者	1 夜間（日没から日の出までの間）は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 網（袖網を含む）の全長 29 メートル以下 (2) 袖網の長さ 10 メートル以下 (3) 網口の幅 12 メートル以下 (4) 網口の高さ又は袖網口の高さ 3 メートル以下 3 表層以外、曳網してはならない。	令和 4 年 3 月 4 日 から同年 4 月 3 日 まで	令和 4 年 4 月 24 日 から令和 8 年 6 月 25 日まで

<p>さより 機船船 びき網 漁業</p>	<p>1</p>	<p>同上</p>	<p>横須賀市久里浜地先 海瀬島灯標正東線か ら平塚市唐ヶ原地先 にある花水川橋橋脚 南東端より正南線に 至る神奈川県海面。 ただし、次の区域を 除く。</p> <p>1. 共第7号共同漁 業権以外の共同漁業 権の漁場の区域。</p> <p>2. 藤沢市江の島に ある江の島展望灯台 正南線以西の海面の うち、横須賀市長者 ヶ埼突端と中郡大磯 町大磯港西防波堤灯 台を結んだ線及び江 の島展望灯台と足柄 下郡箱根町二子山凹 点を結んだ線以北の 海面の区域。</p>	<p>同上</p>	<p>横須賀市佐島、長井 に漁業根拠地を有 し、かつ共第7号共 同漁業権の漁場の 区域においてさよ りを目的とする機 船船びき網漁業を 営むことについて 当該漁業権の漁業 権者の受忍を受け ている者</p>	<p>1 夜間(日没から日の出まで の間)は、操業してはなら ない。</p> <p>2 漁具の規模は次のとおりと する。</p> <p>(1) 網(袖網を含む)の全長 29メートル以下</p> <p>(2) 袖網の長さ 10メート ル以下</p> <p>(3) 網口の幅 12メート ル以下</p> <p>(4) 網口の高さ又は袖網口 の高さ 3メートル以下</p> <p>3 表層以外、曳網してはなら ない。</p> <p>4 他の漁業の操業を妨げては ならない。</p>	<p>同上</p>	<p>令和4年 4月26日 から令和 8年6月 25日まで</p>
-----------------------------------	----------	-----------	--	-----------	---	---	-----------	---

<p>さより 機船船 びき網 漁業</p>	<p>1</p>	<p>同上</p>	<p>横須賀市久里浜地先 海瀬島灯標正東線か ら平塚市唐ヶ原地先 にある花水川橋橋脚 南東端より正南線に 至る神奈川県海面。 ただし、次の区域を 除く。 1. 共第4号及び5号 共同漁業権以外の共 同漁業権の漁場の区 域。 2. 藤沢市江の島にあ る江の島展望灯台正 南線以西の海面のう ち、横須賀市長ヶ 崎突端と中郡大磯町 大磯港西防波堤灯台 を結んだ線及び江の 島展望灯台と足柄下 郡箱根町二子山凹点 を結んだ線以北の海 面の区域。”</p>	<p>同上</p>	<p>三浦市南下浦町松 輪に漁業根拠地を 有し、かつ共第4号 及び5号共同漁業 権の漁場の区域に おいてさよりを目 的とする機船船び き漁業を営むこと について当該漁業 権の漁業権者の受 忍を受けている者</p>	<p>1 夜間(日没から日の出まで の間)は、操業してはなら ない。 2 漁具の規模は次のとおりと する。     (1) 網(袖網を含む)の全長 29メートル以下     (2) 袖網の長さ 10メー トル以下     (3) 網口の幅 12メー トル以下     (4) 網口の高さ又は袖網口 の高さ 3メートル以下 3 表層以外、曳網してはなら ない。 4 他の漁業の操業を妨げては ならない。</p>	<p>同上</p>	<p>令和4年 5月10日 から令和 8年6月 25日まで</p>
-----------------------------------	----------	-----------	---	-----------	--	--	-----------	---